

広島市告示第 4 5 4 号
令和 7 年 9 月 2 5 日

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、令和 7 年 9 月 2 5 日から同年 1 0 月 9 日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

整 理 番 号	路 線 名	起 点
		終 点
17752	西 2 区	西区南観音五丁目 1 7 1 6 番地 3 地先
	2 1 4 号 線	西区南観音五丁目 1 7 1 6 番地 1 0 地先
17753	西 2 区	西区南観音五丁目 1 7 1 6 番地 5 地先
	2 1 5 号 線	西区南観音五丁目 1 7 1 6 番地 6 地先
17754	安 佐 北 2 区	安佐北区口田南七丁目 1 9 4 4 番地 5 地先
	1 1 4 2 号 線	安佐北区口田南七丁目 1 9 4 2 番地 1 1 地先
17755	安 佐 北 3 区	安佐北区三入二丁目 1 1 4 1 番地 6 地先
	1 0 2 3 号 線	安佐北区三入二丁目 1 1 4 1 番地 1 0 地先
17756	安 佐 北 3 区	安佐北区可部南三丁目 7 1 番地 9 地先
	1 0 2 4 号 線	安佐北区可部南三丁目 7 1 番地 1 1 地先
17757	安 佐 北 4 区	安佐北区安佐町大字飯室字幕之内 2 0 2 1 番地 5 地先
	5 2 0 号 線	安佐北区安佐町大字飯室字此山 1 1 2 2 5 番地 1 1 地先